

社会保険等手続・給与計算 年齢チェックリスト（2025年12月更新）

チェック項目				
注意	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に記載のない場合、年齢は<u>誕生日の前日</u>に到達するものとする 例) 誕生日が1986年2月1日の場合、2026年1月31日に40歳に到達。 介護保険料の控除は、給与は到達月の翌月2月から、賞与は到達月の1月から行う。 			
健康保険・厚生年金保険	到達年齢	生年	内容	
	<input type="checkbox"/> 40歳	1986年 昭和61年	介護保険第2号被保険者に該当。給与・賞与からの介護保険料の控除開始。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
	<input type="checkbox"/> 定年	—	再雇用の希望の確認、定年退職・再雇用の手続の準備。	定年の半年～1年前
			60歳以上の方が継続再雇用され、給与が低下した場合、被保険者資格の同日喪失の手続。	得喪日から5日以内
	<input type="checkbox"/> 65歳	1961年 昭和36年	介護保険第1号被保険者に該当。給与・賞与からの介護保険料の控除停止(本人の年金から控除が開始される)。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
	<input type="checkbox"/> 70歳	1956年 昭和31年	厚生年金保険被保険者資格喪失。70歳時点での報酬に変更がある場合、「被保険者資格喪失届 70歳以上被用者該当届」を提出。 ※ 届出様式(資格喪失・該当)が一つに統合されました。	喪失日・該当日から5日以内
			給与・賞与からの厚生年金保険料の控除停止。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
			以後、該当の都度、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の提出が必要。 ※ 様式は一般被保険者と同じで、備考欄の「70歳以上被用者」に○を付けて提出します。	
	<input type="checkbox"/> 75歳	1951年 昭和26年	後期高齢者医療被保険者に該当。「健康保険 被保険者資格喪失届」を提出。	喪失日から5日以内
			給与・賞与からの健康保険料の控除停止。	給与: 到達月の翌月 賞与: 到達月
<p>☆ 健康保険組合に加入の場合、本人が40歳未満または65歳以上でも、被扶養者が40歳以上65歳未満のときは、規約により介護保険料が徴収される場合があります(特定被保険者)。</p> <p>☆ 20歳未満の健康保険の被扶養配偶者が20歳になった時は、国民年金第3号被保険者の届出が事業所経由で必要です。</p>				
雇用保険	到達年齢	生年	内容	
	<input type="checkbox"/> 60歳	1966年 昭和41年	高年齢雇用継続給付のため、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」等をハローワークに提出。	最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内
	<input type="checkbox"/> 65歳	1961年 昭和36年	高年齢雇用継続給付終了	—